

別冊 3

三重県業務継続計画の策定に向けた
調査結果概要

平成 24 年 3 月

目 次

1 基本的な考え方	
1-1 業務継続計画の概要	1
1-2 大規模地震発生時における基本方針（目標）	1
1-3 大規模地震発生時における業務継続のための基本的な対応方針	1
2 前提となる危機事象と被害想定	
2-1 前提となる危機事象	2
2-2 想定地震による被害	2
3 業務継続内容に関する検討	5
4 業務継続体制に関する検討	13
5 業務継続環境に関する検討	17

(調査目的)

三重県に大きな影響を及ぼす東海地震、東南海・南海地震は、『今後必ず発生する超巨大地震』であり、三重県が平成17年3月にとりまとめた被害想定調査結果によれば、これらの地震が連動して発生した場合、県内での死者は約4,800人、経済的被害は約3兆円にのぼると想定している。

このような大規模地震発生時には、県自体も被災することが十分想定されるが、そのような状況下においても、県では災害応急対策業務や中断が許されない通常業務を発災直後から適切に行う必要がある。

のことから、人やライフライン等の必要資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を実施することを目的として、「三重県業務継続計画」の策定に向けた調査を実施してきた。

その調査結果の概要については、以下のとおりである。

1 基本的な考え方

1-1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震発災時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

1-2 大規模地震発生時における基本方針（目標）

- (1) 県民の生命、身体、生活及び財産を守るとともに、そのための災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 県民生活等への影響を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 以上の業務を継続するための必要資源の確保に努める。

1-3 大規模地震発生時における業務継続のための基本的な対応方針

- (1) 県民の生命、身体及び財産を守るため、災害対応を中心とした非常時優先業務を優先して実施し、災害応急対策業務は最優先とする。特に、発災後72時間（目途）は、この方針を徹底する。
- (2) 非常時優先業務に必要な資源の確保・配分については、全庁横断的に調整する。
- (3) 通常業務は、積極的に休止・抑制し、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開する。

2 前提となる危機事象と被害想定

2-1 前提となる危機事象

(1) 想定地震

東海・東南海・南海地震連動発生の場合とする。

(2) 発災時間

「冬の早朝5時に発災した場合」とする。

2-2 想定地震による被害

三重県は、平成15～16年度には、東海・東南海・南海地震の連動発生(M8.7)を想定した場合の津波浸水及び強震動予測調査を実施し、これらの予測調査結果をもとに、平成17年3月に、三重県地域防災計画被害想定調査（以下「平成17年被害想定調査」という。）結果をとりまとめている。

平成23年度には、平成23年3月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）を受けて、同地震と同等規模(M9.0)の東海・東南海・南海地震が発生し、現時点で想定し得る「最大クラスの津波」を想定した場合の津波浸水予測調査（以下「平成23年津波浸水予測調査」という。）を行っている。

本計画の検討を行うにあたり、災害時の応急対策活動拠点となる各庁舎の被害程度を想定するとともに、県内各地域の前提となる具体的な被害想定内容を明らかにすることを目的として、これらの調査結果の概要を以下に示す。

(1) 津波の概要

「中央防災会議東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月28日）では、最大クラスの津波高への対策の考え方として、「東北地方太平洋沖地震による津波や最大クラスの津波を想定した津波対策を構築し、住民等の生命を守ることを最優先として、どのような災害であっても行政機能、病院等の最低限必要十分な社会経済機能を維持することが必要である。」とされている。

のことから、以下には、平成23年津波浸水予測調査の最大クラスの津波を想定した場合の津波浸水予測結果の概要を示すこととする。

① 全般

避難が極めて困難になると考えられる、50cm水位が上昇するまでに要する時間についてみると、南の地域ほど早く、熊野市以南で地震発生後5分前後である。志摩半島東岸以南においても、ほとんどの地域で、20分以内である。

最大津波高に到達するまでに要する時間は、志摩半島東岸以南から熊野灘沿岸では、ほとんどの地域で、30分以内である。最も早いところでは、地震発生後10分程度である。伊勢湾内では、100分超であり、中には地震発生後4時間近く経過してから、ピーク（最大津波高）が到達すると想定されている地域もみられる。特に伊勢湾内においては、地震発生後長時間にわたって高い水位の状態が継続する可能性を示している。

各地域の最大津波高は、伊勢湾内では、概ね3～4m程度、志摩半島東

岸以南から熊野灘沿岸では、ほとんどの地域で5m超となっており、20m近い高さとなっている地域もみられる。

② 県庁舎における津波浸水の有無

県本庁舎及び各地域庁舎における津波浸水の有無、及び浸水する場合の浸水程度（想定津波浸水深）を以下に示す。

庁舎名	浸水有無及び 想定津波浸水深	庁舎名	浸水有無及び 想定津波浸水深
本庁	△	伊賀	浸水しない
桑名	2～3m	伊勢	0～1m
四日市	1～2m	志摩	△
鈴鹿	浸水しない	尾鷲	4～5m
津	2～3m	熊野	5～6m
松阪	3～4m		

※ 表中の「△」は、庁舎自体の浸水は想定されていないものの、庁舎に通じる主要道路の大半が浸水すると想定されていることを示す。

※ 各庁舎の想定浸水深は、庁舎の敷地内での最大の数値を採用した。

(2) 強震動の概要

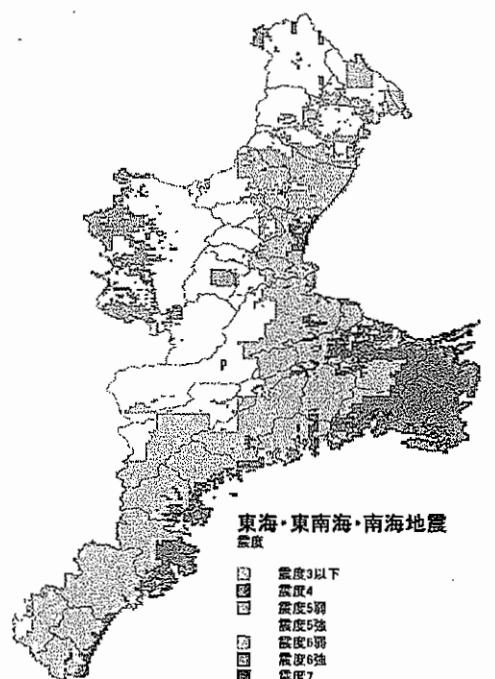
平成17年被害想定調査における強震動予測結果の概要を示すこととする。

① 全般

県内全域にわたって震度5弱以上の揺れに見舞われる。伊勢湾岸の多くの地域と県南部のほぼ全域で震度6弱、志摩半島のほとんどの地域では震度6強、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町の一部では震度7が想定されている。

② 県庁舎付近における想定震度

庁舎名	想定震度
本庁	6弱または6強
桑名	5強
四日市	5強
鈴鹿	6弱
津	6強
松阪	6弱
伊賀	5強
伊勢	6強
志摩	6強
尾鷲	6弱
熊野	6弱



(3) 被害の概要

平成 17 年被害想定調査における被害予測結果の概要を示すこととする。

① 火災

冬の 18 時頃に地震が発生した場合に、出火件数は最大となり、県内で約 360 件の出火が想定されている。

② 建物被害

揺れ等による被害に関しては、全県的に甚大な被害が想定されている。

揺れによる全壊棟数約 39,000 棟、焼失棟数約 27,000 棟、液状化による全壊棟数 10,800 棟、斜面崩壊による全壊棟数約 3,500 棟等、全壊・焼失棟数は約 80,000 棟以上に及ぶと想定されている。

津波に関しては、想定津波高が大きい熊野灘沿岸で大きな被害が想定されている。堤防等の防潮施設が地震時に機能した場合でも、津波により全壊する可能性がある棟数は約 10,000 棟に及ぶと想定されている。

③ 人的被害

全県的に甚大な被害が想定されている。

最も被害が大きくなると考えられる冬の早朝 5 時に地震が発生した場合、揺れによる死者数は約 1,700 人、負傷者数は約 12,000 人に及ぶと想定されている。また、津波による死者数は、堤防等の防潮施設が地震時に機能した場合でも、住民の防災意識が低い場合、約 3,100 人に及ぶと想定されている。

3 業務継続内容に関する検討

(1) 検討対象とする組織の範囲

知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会のそれぞれ本庁及び地域機関、各行政委員会とする。

(2) 「非常時優先業務」の定義

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも2週間（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられるまでの期間）以内に着手し、かつ、1か月以内に「目標レベル」（目標とする状況のこと。発災時において確保されるべき、許容限界以上の行政サービス水準をいう。）に到達すべき業務とする。

(3) 時間経過に応じた業務内容の検討

発災から1か月後までを大きく以下の4つの時間帯に分類し、それぞれの時間帯において想定される事象と重点的に取り組むべき事項について整理した。

① 初動体制確立期（発災～3時間）

想定される事象	想定される重点的取組事項
○ 県内に甚大な人的・物的被害が発生し、情報も途絶する。	災害対策本部の設置や職員の安否・収集確認等、初動体制の確立や被害状況の把握等の応急体制の確保に取り組む。
○ 県庁舎の被災により、職員・資源・情報が制約される。	

② 即時対応期（救命中心）（3時間～24時間）

想定される事象	想定される重点的取組事項
○ 被害地域や規模等、その状況がしだいに明らかになる。	人命の救助・救出活動に特に注力する。

③ 緊急対応期（救援・支援）（24時間～3日）

想定される事象	想定される重点的取組事項
○ 避難所生活がはじまり、様々なニーズが増加する。	避難生活環境の向上等、被災者への支援活動等に特に注力する。

④ 応急対応期（生活の安定）（3日以降）

想定される事象	想定される重点的取組事項
○ 社会機能の復旧に関するニーズが増加する。	インフラの早期復旧等、社会機能の復旧や、平常時の生活回復等を支援する。
○ 復旧等に係る対応やその他の行政機能の回復が求められる。	また、復旧関連業務を進めるとともに、その他の行政機能の回復のための業務を想定する。

(4) 優先的に継続する業務

1-2に掲げた三つの基本方針（目標）を、以下に示すような大項目に分類した上で、大規模地震発生時において、特に優先的に継続すべき業務分野について整理した。

基本方針（目標）	大項目
県民の生命、身体、生活及び財産の保護	①救援、②県民の健康福祉の維持、③住宅の確保、④生活環境の維持、⑤被災者支援、⑥教育の早期再開
中断が許されない業務の継続・早期再開	⑦社会機能の維持、⑧インフラの維持・早期復旧、⑨産業支援
業務継続のための必要資源の確保	⑩災害対策本部の設置・運営、⑪組織機能の維持、⑫庁舎・施設の維持、⑬通信・情報システムの確保

その結果、現時点においては、上記の13の大項目について、以下に掲げるような、災害応急対策業務（以下の 色の網掛け部分）と、通常業務（以下の 色の網掛け部分）を、大規模地震発生時においても、特に優先的に継続すべき業務分野として抽出した。

なお、今後の継続的な検討により、抽出した業務分野については、内容の変更や追加等が生じる可能性がある。

【県民の生命、身体、生活及び財産の保護】

① 救援

中項目	優先的に継続すべき業務分野
応急給水の支援・調整	<ul style="list-style-type: none"> ○水道の断水状況の把握。 ○断水に対する応急給水の応援調整、支援体制の整備。 ○市町の応急給水要請に対処するため、応急給水拠点として応急給水の調整、応急給水の実施。
食料・生活必需品の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・生活必需品の要請状況の把握。 ○食料・生活必需品の調達の実施。 ○食料・生活必需品の輸送手段の確保、配分。 ○物資の円滑な供給に向けた啓発・指導の実施。
避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設利用者の被災状況の確認。 ○避難所指定施設等の被災状況の情報収集等の実施。 ○児童生徒等の被災状況・避難情報の収集等の実施。 ○ボランティア受援体制の整備。

② 県民の健康福祉の維持

中項目	優先的に継続すべき業務分野
医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ○県立医療機関における入所者、入所児及び入院患者の安全確認等の実施。 ○災害拠点病院等の被災状況、受入体制の把握。 ○D.M.A.T・医療救護班等の派遣準備等。 ○医療救護体制の確立。 ○不足する医療資機材・医薬品等の調達。 ○救急対応病院等の情報提供の実施。 ○感染症対策の体制の確立。 <p>○入院患者等に向けた県立病院運営の再開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療関連情報の提供や相談業務の実施。 ○医療関連機関の連携体制の構築。 ○所管施設の外来診療業務の再開。
健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の健康調査、健康相談、薬物相談の実施。 ○(必要に応じて) 特定動物の捕獲体制の確立。 ○防疫・保健衛生実施体制の確立。 <p>○健康関連の支援体制の確立。</p>
福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者の情報収集、所管施設利用調整支援の実施。 ○県福祉機関における入所者・入所児童の安全確保支援及び負傷者の救助。 ○被災児童の収容、相談業務の実施。 <p>○福祉関係の支援体制の確立。</p>

③ 住宅の確保

中項目	優先的に継続すべき業務分野
住宅の応急危険度判定	○被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定業務の実施。
公営住宅の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○県営住宅の被災状況の把握。 ○県営住宅入居者の相談体制の確立。
民間賃貸住宅の斡旋	○業界への民間賃貸住宅の斡旋要請。
仮設住宅の建設・住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理の実施。 ○資金借入相談の実施。

④ 生活環境の維持

中項目	優先的に継続すべき業務分野
災害廃棄物・し尿処理	○市町等からの応援要請の受理、災害廃棄物・し尿処理体制の確立。
大気汚染・水質汚濁の状況把握	○環境調査の実施及び情報提供。 ○環境汚染物質の検査体制の確立。
毒劇物・危険物等対策	○毒劇物・危険物施設等の状況把握。

⑤ 被災者支援

中項目	優先的に継続すべき業務分野
外国人支援	○被災情報の収集、情報提供、相談対応の実施。 ○海外支援の受入調整の実施。
税の減免	○災害による県税減免措置等の広報及び受付の実施。
義援金等	○災害義援金等の受付窓口の設置及び広報等。

⑥ 教育の早期再開

中項目	優先的に継続すべき業務分野
被災児童・生徒への支援	○児童・生徒等の安全確認、被災状況等の把握。 ○被災児童・生徒の転出入の支援。 ○被災児童・生徒への教科書等の支給。 ○授業・学校給食の再開。 ○被災児童・生徒等の心のケア体制等の整備。
学校施設の再建・修理	○学校施設の被災状況の把握。 ○市町教育委員会への支援体制の確立。 ○私立学校への補助金支給業務の実施。

【中断が許されない業務の継続・早期再開】

⑦ 社会機能の維持

中項目	優先的に継続すべき業務分野
許認可事務	○各種申請の受付・審査・許可証交付等の再開に向けた体制の確立。 ○旅券交付事務の実施。 ○留学生奨学金交付対象者への給付の実施。 ○継続すべき法定業務の適正な実施。
文化財保護	○文化財等の被災状況に応じた復旧の実施。

⑧ インフラの維持・早期復旧

中項目	優先的に継続すべき業務分野
水道の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に必要な上水の確保。 ○上水・工業用水の復旧調整等の実施。 ○浄水場等の応急対策の実施。 ○浄水場等の応急復旧に向けた資機材の調達及び確保等。
道路の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路の被災状況の把握及び応急復旧工事の実施。 ○県管理道路のパトロールによる被災状況の把握及び道路損傷個所の応急措置の実施。 ○道路及び橋梁の応急補修の実施。 ○県管理道路の道路通行情報の提供。
公共土木施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧に向けた調整、協議、工事着手計画の立案等。 ○現場パトロールによる施設の被災状況の把握、応急措置及び復旧工事の実施。 ○河川横断部の幹線管渠状況の確認。 ○ダムの一次・二次点検の実施、二次災害防止に向けた応急措置の実施。 ○被災状況の県民等へ情報提供及び国・市町等との情報共有の実施。 ○災害復旧事業用地所有者の把握。 ○復旧対策工事実施のための業者等への要請及び必要資機材の確保。
震災復興手続	<ul style="list-style-type: none"> ○水防警報等の情報発信及び伝達の実施。 ○施設維持管理体制の通常レベルへの復帰。 ○災害査定業務に係る被害報告の実施。

⑨ 産業支援

中項目	優先的に継続すべき業務分野
地域経済の早期復旧支援	<ul style="list-style-type: none"> ○県内被災中小企業の被災状況の把握。
農林水産業の早期復旧支援	<ul style="list-style-type: none"> ○関連施設や産物の被災状況の把握及び応急対応の実施。 ○(必要に応じて) 家畜伝染病対策の実施。 ○林産物の被害状況の把握、応急対応の開始。 ○研究農産物等の管理の実施。 ○試験ほ場のデータの収集。

【業務継続のための必要資源の確保】

⑩ 災害対策本部の設置・運営

中項目	優先的に継続すべき業務分野
被害報の作成・広報	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況等の収集及び関係機関への連絡等の実施。 ○災害情報の発信及び報道対応。
災害対策本部の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策活動体制の確立。 ○各部局等の指揮命令系統の確立。 ○防災ヘリ等の運航体制の確立。 ○防災情報システム等の運用確保。 ○市町からの食料・生活必需品の要請状況を踏まえた配分方針の検討。 ○水防体制の確立。
応援派遣依頼	<ul style="list-style-type: none"> ○国等救助機関への災害派遣要請の実施。 ○関係府県や協定事業者等への災害応援要請の実施。 ○国等に対する救援要望活動の実施。
相談業務	<ul style="list-style-type: none"> ○住民からの意見、要望、問い合わせに対応するための県民対応窓口の設置。 ○雇用・労働に関する情報提供及び電話相談等の実施。

⑪ 組織機能の維持

中項目	優先的に継続すべき業務分野
職員の参集・安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ○職員安否状況の確認及び参集状況の集約。
組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ○府内各部局初動体制の確立、関係機関等との連携、情報共有、応援対応、救援・救護等の確立。 ○防災拠点・防災資機材の運用支援の実施。 ○府内災害対策要員の確保、応援要員の調整。 ○継続すべき通常業務の府内実施体制の確立。
予算・決算関係部署の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策費用の支払い手続きの調整等の実施。 ○被災施設・設備等の復旧に係る予算措置の検討。 ○経理事務の実施。 ○緊急的な支払い手続きや物品調達等の実施。

⑫ 庁舎・施設の維持

中項目	優先的に継続すべき業務分野
庁舎・施設の修理・機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ○災害応急対策拠点庁舎・重要施設等の被災状況の確認。 ○庁舎・施設の安全確認や応急危険度判定の実施。 ○庁舎・施設の機能修復、衛生管理等の実施。 ○自然公園園地施設の被害状況の把握、応急措置の実施。 ○RDF発電所の被災状況の把握、RDF搬入計画の調整。 ○水力発電所の安定稼働の確立。 ○学校の教育機能の回復。 ○三瀬谷ダム流入水の安全かつ確実な放流の実施。 ○営繕工事中の現場の安全確認の実施。 ○被災県有施設の復旧に関する協議の実施。

⑬ 通信・情報システムの確保

中項目	優先的に継続すべき業務分野
行政情報・高度情報通信ネットワークの維持	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県情報ネットワークの被害状況の収集整理、応急復旧に向けた準備の実施。 ○住民基本台帳ネットワークシステムの再開作業の実施。
その他情報システムの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○非常時優先業務の実施に必要な各システムの復旧・運用。

基本方針（目標）と大項目・中項目対応一覧表

基本方針	大項目	中項目
県民の生命、身体、生活及び財産の保護	救援	応急給水の支援・調整
		食料・生活必需品の供給
		避難支援
	県民の健康福祉の維持	医療対策
		健康支援
		福祉対策
	住宅の確保	住宅の応急危険度判定
		公営住宅の活用
		民間賃貸住宅の斡旋
		仮設住宅の建設・住宅の応急修理
	生活環境の維持	災害廃棄物・し尿処理
		大気汚染・水質汚濁の状況把握
		毒劇物・危険物等対策
	被災者支援	外国人支援
		税の減免
		義援金等
	教育の早期再開	被災児童・生徒への支援
		学校施設の再建・修理
中断が許されない業務の継続・早期再開	社会機能の維持	許認可事務
		文化財保護
	インフラの維持・早期復旧	水道の確保
		道路の応急復旧
		公共土木施設の応急復旧
		震災復興手続
	産業支援	地域経済の早期復旧支援
		農林水産業の早期復旧支援
業務継続のための必要資源の確保	災害対策本部の設置・運営	被害報の作成・広報
		災害対策本部の運営
		応援派遣依頼
		相談業務
	組織機能の維持	職員の参集・安否確認
		組織運営
		予算・決算関係部署の機能維持
	庁舎・施設の維持	庁舎・施設の修理・機能維持
	通信・情報システムの確保	行政情報・高度情報通信ネットワークの維持 その他情報システムの確保

4 業務継続体制に関する検討

大規模地震発生時に業務を継続するためには、必要な資源が確保されている必要がある。その資源の一つである職員に関しては、必要な人員の確保と適切な配置、安否確認等を行う必要がある。

このことから、大規模地震発生時における参集可能な職員数について、以下のとおり見積りを行った。

(1) 参集可能職員数予測方法

業務継続検討の対象とした組織に所属する本庁及び地域機関の職員に対して調査を行い、計 4,916 名（本庁：2,123 名、地域機関：2,793 名）を参集予測の対象とした（調査時点：平成 22 年 10 月）。

（前提条件）

- ① 参集場所は、地域防災計画に規定する「非常体制」の考え方に基づく。
- ② 公共交通機関は、地震発生後少なくとも 3 日間は利用不可能と想定し、居住地から参集場所までの参集手段は、徒歩または自転車とする。
- ③ 居住地から参集場所まで 20km 以上離れている場合は、『参集できない』ものとし、3 日目以降に参集可能であるとする。
- ④ 居住地が津波浸水予測地域である場合、避難が最優先となるため、地震発生後少なくとも 2 日間は、参集は困難であると想定する。

(2) 職員の居住地域において想定されるハザード

職員の居住地域において、想定される状況（ハザード）は、概ね以下のとおりである。

① 震度

- （震度 6 強以上） 1,256 名（25.6%）
- （震度 6 弱） 2,738 名（55.7%）
- （震度 5 強） 680 名（13.8%）
- （震度 5 弱以下等） 242 名（4.9%）

② 津波浸水

- （浸水予測地域内） 814 名（16.6%）
- （浸水予測地域外） 4,102 名（83.4%）

(3) 参集可能職員数予測結果

時間外に地震が発生した阪神・淡路大震災の事例等からも、発災後少なくとも 3 日目までは、「職員または家族等の被災」、「近隣の救出・救助活動への従事」、「参集途上での救命活動への従事」等による職員の参集不能が十分想定される。

しかし、職員全体の参集予測を行う上で、様々に想定される参集不能要因を個々の職員ごとに考慮することは、難しいことから、まず、これらの要因を考慮しない（職員被災等を考慮しない）場合の参集予測を行い、次に、その予測結果全体に対して、参集不能要因を考慮した（職員被災等を考慮した）場合の参集予測を行った。

具体的には、「職員または家族等の被災」により、職員の 1 割、「近隣の救

出・救助活動への従事」や「収集途上での救命活動への従事」により、職員の3割が収集不能と仮定し、職員被災等を考慮しない場合の収集可能職員数にこれらの割合を乗じる方法で、職員被災等を考慮した場合の収集可能職員数（概数）を予測した。

① 職員被災等を考慮しない場合

予測結果の概要は、以下のとおりである。

（所属部署へ収集可能）2,052名（41.7%）

（他の部署へ収集可能）1,876名（38.2%）

（いずれにも収集不可能） 988名（20.1%）

【全体】

時間経過	収集可能職員数（人）（累計）			収集率 （%）（※）
	計	所属	所属以外	
1時間以内	1,816	788	1,028	36.9
2時間以内	2,965	1,393	1,572	60.3
3時間以内	3,478	1,723	1,755	70.7
6時間以内	3,796	1,954	1,842	77.2
12時間以内	3,896	2,039	1,857	79.3
12時間超	3,928	2,052	1,876	79.9

【本庁】

時間経過	収集可能職員数（人）（累計）			収集率 （%）（※）
	計	所属	所属以外	
1時間以内	394	327	67	18.6
2時間以内	682	579	103	32.1
3時間以内	861	742	119	40.6
6時間以内	971	845	126	45.7
12時間以内	1,001	875	126	47.2
12時間超	1,008	882	126	47.5

【地域機関】

時間経過	収集可能職員数（人）（累計）			収集率 （%）（※）
	計	所属	所属以外	
1時間以内	1,422	461	961	50.9
2時間以内	2,283	814	1,469	81.7
3時間以内	2,617	981	1,636	93.7
6時間以内	2,825	1,109	1,716	101.1
12時間以内	2,865	1,164	1,731	103.7
12時間超	2,920	1,170	1,750	104.5

※ 収集率は、収集予測の対象とした職員数（本庁：2,123名、地域機関：2,793名）に対する収集可能職員数（累計）の割合を記載している。

② 職員被災等を考慮した場合

予測結果の概要は以下のとおりである。

【全体】

時間経過	参集可能職員数（人）（累計）			参集率 （%）（※）
	計	所属	所属以外	
1 時間以内	1,090	473	617	22.2
2 時間以内	1,779	836	943	36.2
3 時間以内	2,087	1,034	1,053	42.5
6 時間以内	2,278	1,173	1,105	46.3
12 時間以内	2,338	1,224	1,114	47.6
12 時間超	2,357	1,231	1,126	47.9

【本庁】

時間経過	参集可能職員数（人）（累計）			参集率 （%）（※）
	計	所属	所属以外	
1 時間以内	237	197	40	11.2
2 時間以内	409	347	63	19.3
3 時間以内	517	445	72	24.4
6 時間以内	583	507	76	27.5
12 時間以内	601	525	76	28.3
12 時間超	605	529	76	28.5

【地域機関】

時間経過	参集可能職員数（人）（累計）			参集率 （%）（※）
	計	所属	所属以外	
1 時間以内	853	276	577	30.5
2 時間以内	1,370	489	881	49.1
3 時間以内	1,570	589	981	56.2
6 時間以内	1,695	665	1,030	60.7
12 時間以内	1,737	698	1,039	62.2
12 時間超	1,752	702	1,050	62.7

※ 参集率は、参集予測の対象とした職員数（本庁：2,123名、地域機関：2,793名）に対する参集可能職員数（累計）の割合を記載している。

なお、既存研究成果によれば、平成7年の阪神・淡路大震災の際、発災当日に登庁できた（公務に従事した）神戸市役所、芦屋市役所の職員の割合は、それぞれ約41%、約51%である。

(4) 最大クラスの津波を想定した場合の職員参集可能性

今回、平成 23 年津波浸水予測調査を実施したことを踏まえ、同調査結果に基づき、最大クラスの津波を想定した場合の職員参集可能性について、以下の三つの観点から検討を行った。

① 浸水予測地域内に居住する職員数

最大クラスの津波を想定した場合の浸水予測範囲内に居住する職員は、上記 4 (2) ②に示した職員数に比較して、大幅に増加することが想定される。

② 各庁舎の浸水有無、浸水程度及び想定される浸水継続時間

「2-2 想定地震による被害」で述べたとおり、鈴鹿庁舎及び伊賀庁舎を除いて、その他の各庁舎は浸水するか、または、庁舎自体の浸水は想定されていない本庁舎及び志摩庁舎についても、庁舎に通じる主要道路の大半が浸水し、庁舎へのアクセスが極めて困難となることが想定される。

最大クラスの津波の来襲に伴う浸水が継続する時間は、庁舎によって差があると考えられるものの、地震発生後長時間継続する可能性が想定される。

③ 最寄り庁舎等への職員参集可能性

津波浸水予測地域内に居住する職員はもとより、浸水が想定される庁舎やアクセスが困難となることが想定される庁舎へ参集することになっている職員についても、津波浸水が継続する時間中の当該庁舎への参集は極めて困難となることが想定される。

5 業務継続環境に関する検討

大規模地震発生時に業務を継続するためには、庁舎、電力、通信、飲食料品等の必要な資源が確保されていることが求められる。これらの必要資源が不足することが想定される場合には、確保対策や補強、代替手段を検討する必要がある。

のことから、今回、前提となる、主な必要資源の現状について、以下のとおり整理した。

(1) 庁舎

- 最大クラスの津波を想定した場合、鈴鹿庁舎及び伊賀庁舎を除いて、桑名・四日市・津・松阪・伊勢・尾鷲・熊野の各庁舎は浸水することが想定されている。また、庁舎自体の浸水が想定されていない本庁舎及び志摩庁舎についても、庁舎に通じる主要道路の大半が浸水し、アクセスが極めて困難となることが想定される。
- 職員参集の観点からみた場合、津波来襲に伴う浸水が継続する時間中ににおいては、これらの庁舎への職員参集は極めて困難になることが想定される。

(2) 執務空間

- 大規模地震発生時において、災害対策本部・地方部が設置されることになっている本庁舎及び各地域庁舎本館棟のうち、旧耐震基準建築物の耐震化については、平成23年度中に完了予定のものも含めて、すべて実施済となっている。
- 過去の震災等においては、地震の揺れに庁舎が耐えられた場合でも、揺れによって転倒したロッカーや書類棚、書類の散乱等の片づけ等、執務空間確保のための作業に時間を要し、業務再開までの時間をロスしたことが報告されている。

(3) 電力

- 平成17年被害想定調査では、地中・架空配電線や電柱の被害により、応急送電までに3日～1週間、最長18日程度要すると想定されている。
- 災害対策本部・地方部が設置される本庁舎及び各地域庁舎には、外部からの電力供給が途絶した場合に備え、非常用発電設備を整備している。

(4) 防災行政無線・電話

- 平成17年被害想定調査では、地中・架空配電線や電柱の被害により、応急復旧までに最長12日程度要すると想定されており、大規模地震発生時においては、輻輳などにより、固定電話は利用できない可能性が高い。
- 防災行政無線は、地上系、衛星系及び有線系を併用した複線化対応の構成となっている。
- 衛星系無線については、次世代機器への更新を順次実施していく予定となっており、さらに、可搬型衛星系防災行政無線を県庁、消防本部、広域防災拠点に配備している。
- 災害対策本部・地方部が設置される本庁舎及び各地域庁舎には、衛星携

帶電話回線を確保している。

(5) 情報システム

- 三重県情報ネットワーク網を構成する拠点施設等の被災や電力供給の途絶等により、一定期間、全庁ネットワーク回線が利用できないおそれがある。

(6) 上水道

- 上水道の停止時には、各庁舎の高架水槽の残留水を使用することとなるが、使用できる水量は限られる。

(7) 飲食料品

- 県災害対策本部・地方部の24時間体制確保のため、3日分の飲食料品（1日あたり2食分の食料及び2リットルの飲料水）の備蓄を行っている。

(8) 消耗品

- 業務継続のためには、コピー用紙やトナー等の消耗品も必要となるが、大規模地震発生時においては、事業者からの平常時と同様の継続的な補充は困難となる可能性がある。